

令和7年12月22日

田村市と株式会社東邦銀行との 遺言信託業務による遺贈に関する覚書の締結について

田村市と株式会社東邦銀行は、包括連携協定に基づき、遺言信託による遺贈について、次のとおり覚書を締結しましたので、お知らせいたします。

記

1. 覚書締結日

令和7年12月22日（月）

2. 連携の内容

- (1) 「とうほう遺言信託」のご相談者様に遺贈※のご意向がある場合、遺贈先の1つとして、田村市をご案内いただきます。
- (2) 「とうほう遺言信託」のお申込み後、田村市への遺贈を含めた公正証書遺言を作成いただき、相続が生じた際は、遺言執行手続きにより田村市への遺贈を実現するものです。

* 遺贈とは、遺言により自身の財産を相続人以外の人や地方公共団体・大学法人・団体等に無償で譲ることです（財産の寄附）。

ご自身の財産を相続発生後に寄附するためには、法的な効力がある「遺言書」に記載することが必要です。

【本件に関するお問い合わせ先】

田村市 総務部 企画調整課 企画調整係
担当：吉田
福島県田村市船引町船引字畠添76番地2
TEL：0247-61-7615 FAX：0247-81-2522
E-mail：kikaku@city.tamura.lg.jp

